

令和元年度 事業報告【総括】

令和元年6月6日、司法書士法が改正され、『登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする』使命規定が創設された。我々司法書士の前途は洋々としていた。

全国に先駆けて、長期相続登記等未了土地解消作業（いわゆる相続人調査業務）により判明した相続人を対象とした相談会を法務局と合同で行った。

空家対策協定締結も着実に増加し、現在、県内の4分の1以上の市町村と協定を締結している。

しかし、雲行きが怪しくなり、行く手に障害物が出現した。

10月、県内は台風、大雨被害に襲われた。本会では災害対策本部を立ち上げて、無料相談等を行い、被災者支援に尽力した。

年が明け、令和2年、東京オリンピック・パラリンピック開催の年となったが、新型コロナウイルスの影響により、日本は、先が見通せない状況に陥った。極めて小さな肉眼では見えないウイルスに日本だけでなく世界中が蝕まれてきている。常に感染の脅威に晒されていて、当たり前の生活が当たり前に出来ない。東京オリンピック等も延期となった。経済は、低迷・停滞している。本会が予定していた事業も延期や中止を余儀なくされた。

心配していた単位制研修単位取得率は83.5%であった。前年度より0.8%程度のダウンであるが、年度末の集合研修会が中止になる中でのこの取得率は会員の意識の高さの表れである。逆境の中でも、法律事務の専門家として、社会に有用な専門職として、しっかりと前を見据えて、きっちりと対応をしていかなければならないのだ。